

職員の休憩時間に関する要綱細則

制 定 令 2. 7. 1
改 正 令 4. 4. 26

第 2 条 関 係

所属長は、「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、他の職員の申請状況等を総合的に勘案して行うものとする。

第 4 条 関 係

- 1 休憩時間の変更を請求する一の期間は原則、月の末日を終期として設定するものとする。
- 2 休憩時間の変更を請求する一の期間内において、特別な事由がある場合は、休憩時間を変更することができるものとする。
- 3 所属長は、「公務の運営」に支障がある場合は、開始日を変更できるものとする。

第 5 条 関 係

休憩時間変更請求書は別紙のとおりとする。

附 則

この要綱細則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱細則は、令和 4 年 4 月 26 日から施行する。

休憩時間変更請求書

様			請求者	年 月 日	年 月 日
-----			所属	-----	-----
			氏 名	-----	⑩
次のとおり休憩時間の変更を請求します。					
1 請求に係る期間	年 月 日から	年 月 日まで			
2 請求に係る 休憩時間	時 分	～	時 分		

※1 請求に係る期間については、原則1月以上としてください。

(複数月分の申請を行う場合は、同一年度内の範囲で最大12か月分まで申請可能)

※2 請求は一の期間ごとに休憩時間変更開始日の前日までに行ってください。